

新潟県選挙管理委員会規程第10号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年7月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
<b>別表第4</b> （第43条関係）					<b>別表第4</b> （第43条関係）				
1（略）					1（略）				
候補者届出政党の届出候補者の数	テレビジョン放送	ラジオ放送			候補者届出政党の届出候補者の数	テレビジョン放送	ラジオ放送		
	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数		基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
1人又は2人	<u>株式会社新潟放送</u>	1	—	—	1人又は2人	<u>株式会社テレビ新潟放送網</u>	1	—	—
	株式会社新潟総合テレビ	1				株式会社新潟テレビ二十一	1		
3人から5人まで	<u>株式会社新潟放送</u>	1	株式会社新潟放送	1	3人から5人まで	<u>株式会社テレビ新潟放送網</u>	1	株式会社新潟放送	1
	株式会社新潟総合テレビ	1				株式会社新潟テレビ二十一	1		
6人	<u>株式会社新潟放送</u>	2	株式会社新潟放送	2	6人	<u>株式会社テレビ新潟放送網</u>	2	株式会社新潟放送	2
	株式会社新潟総合テレビ	2				株式会社新潟テレビ二十一	2		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。